

令和3年度第1回育親中学校ブロック協議会 次第
(亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会)

日時 令和3年12月20日(月)

午後7時30分～

場所 育親中学校 視聴覚室

次 第

- 1 開 会
- 2 育親中学校ブロックにおける学校のあり方について
- 3 意見交換
- 4 閉 会

令和3年度育親中学校ブロック協議会 名簿

(亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会)

(敬称略)

所 属	氏 名
市 議 会 議 員	奥 野 正 三
本 梅 町 自 治 会 長	小 林 仁
畑 野 町 自 治 会 長	山 内 勇
宮 前 町 自 治 会 長	宮 川 正 志
東 本 梅 町 自 治 会 長	中 川 寛
育 親 中 学 校 PTA 会 長	中 村 真 美
本 梅 小 学 校 PTA 会 長	安 井 美 幸
畑 野 小 学 校 PTA 会 長	南 野 雅 美
青 野 小 学 校 PTA 会 長	人 見 一 輝
育 親 中 学 校 校 長	白 方 淳 史
本 梅 小 学 校 校 長	藤 田 哲 也
畑 野 小 学 校 校 長	西 村 雅 司
青 野 小 学 校 校 長	和 田 純 一
教 育 総 務 課 長	亀 井 鶴 子
学 校 教 育 課 長	三 宅 邦 子

亀岡市教育委員会

神先教育長
 教育部長
 教育部次長
 教育総務課
 学校教育課

亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会規約

(名称及び目的)

第1条 亀岡市立小学校及び中学校の学校規模適正化方策等について、協議・調整を行うため、亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 市立小学校及び中学校の学校規模適正化方策に関すること。
- (2) 各学校における就学環境の整備に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長には亀岡市教育委員会教育部長を、副会長には亀岡市教育委員会教育部次長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員に支障あるときは、委員が指名する代理人を協議会に出席させることができる。

(運営)

第4条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。

(ブロック協議会)

第5条 会長は、各中学校ブロックの学校規模適正化方策等について協議・調整を行わせるため、必要に応じて別表2に掲げるブロック協議会を設けることができる。

- 2 会長は、前項に規定する協議・調整事項のうち相当と認める事項については、協議会を開催することなく、ブロック協議会において協議・調整させることができるものとする。
- 3 ブロック協議会は、別表3に掲げる委員により構成する。
- 4 ブロック協議会に座長を置き、座長には亀岡市教育委員会教育総務課長をもって充てる。
- 5 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を亀岡市教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年5月13日から施行する。

別表1 協議会の委員

(1) 亀岡市教育委員会教育部長（会長）
(2) 同 教育部次長（副会長）
(3) 亀岡市立中学校長会会長
(4) 亀岡市立小学校長会会長
(5) 亀岡市PTA連絡協議会会長
(6) 亀岡市自治会連合会会長

別表2 ブロック協議会の構成

名称	関係自治会
別院中学校ブロック協議会	東別院町、西別院町
東輝・詳徳中学校ブロック協議会	篠町、西つつじヶ丘、東つつじヶ丘、南つつじヶ丘
川東中学校ブロック協議会	馬路町、旭町、千歳町、河原林町
亀岡中学校ブロック協議会	亀岡地区（東部・中部・西部）、保津町
南桑・大成中学校ブロック協議会	蕨田野町、吉川町、曾我部町、大井町、千代川町
育親中学校ブロック協議会	本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町

別表3 ブロック協議会の委員

(1) 亀岡市教育委員会教育総務課長（座長）
(2) 同 学校教育課長
(3) 関係中学校長等
(4) 関係小学校長等
(5) 関係中学校PTA会長等
(6) 関係小学校PTA会長等
(7) 関係自治会会長等
(8) 関係市議会議員等

亀岡市立小中学校の規模適正化に向けた歩み ＜育親中学校ブロック＞

- ▶H28.3 「亀岡市学校規模適正化基本方針」策定
背景・基本的な考え方・今後の進め方・地域別の方向性など
取 組 短期(H28~30)・中期(~H33)・長期(H34~)
- ▶R01.08.28 西部4町自治会懇談会
◇学校規模適正化における基本的な考え方及び今後の取組について
- ▶R02.01.14 「令和元年度第1回亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会」
◇東輝・詳徳中学校ブロックの取組について
◇別院中学校ブロックの取組について
◇育親中学校ブロックの取組について
◇亀岡中学校ブロックの取組について
- ▶R02.07.07 西部4町自治会長と協議
- ▶R02.10.12 「令和2年度第1回育親中学校ブロック協議会」
◇亀岡市学校規模適正化基本方針について
◇育親中学校ブロックの児童生徒数について
◇方針に基づく小中一貫教育制度について
- ▶R02.11.24 本梅小学校区「住民説明会」
- ▶R02.11.26 青野小学校区「住民説明会」
- ▶R02.11.27 畑野小学校区「住民説明会」
- ▶R03.04.18 西部4町「住民説明会」
- ▶R03.06.04 宮前町湯ノ花平・猪倉地区（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.06.11 宮前町宮川区（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.06.18 宮前町神前地区（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.06.19 東本梅町（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.08.17 青野小学校 PTA 本部役員より「青野小学校保護者の学校規模適正化についての意見」の提出
- ▶R03.11.25 亀岡市西部地区自治会連合会（西部4町自治会長）から市長・教育長に要望書の提出
- ▶R03.12.20 「令和3年度第1回育親中学校ブロック協議会」

●亀岡市学校規模適正化基本方針

背 景

○市人口及び児童生徒数の推移

市人口は、市制施行からピークのH12まで増加を続けていたが、その後は減少し続けている。一方、児童生徒数はS60をピークに、その後は減少し続けている。学校数はH29に高田中学校と川東小学校が1つになり、義務教育学校ができたことで17小学校・7中学校・1義務教育学校となった。

	市人口	小学生	中学生	児童生徒数	参 考
S30	42,537人	4,435人	2,665人	7,100人	17小学校・5中学校
S40	43,335人	4,300人	2,559人	6,859人	14小学校・5中学校
S50	58,184人	5,128人	2,187人	7,315人	16小学校・5中学校
S60	76,207人	8,528人	4,073人	12,601人	17小学校・7中学校
H7	92,398人	7,660人	3,983人	11,643人	18小学校・8中学校
H17	93,996人	5,898人	2,822人	8,720人	
H27	91,259人	4,891人	2,554人	7,445人	
R2	88,182人	4,688人	2,270人	6,958人	17小学校・7中学校 1義務教育学校

(市人口は各年10月1日国勢調査結果、R2は令和2年4月1日時点の推計値。児童生徒数は各年5月1日時点)

基本的な考え方

○適正な学校規模・配置

〔学級人数〕

クラブ活動等の集団活動ができる人数の確保という観点を重視して、適正な1学級の人数規模を次の通り設定しました。

	適正な1学級の人数規模
小学校	20~34人
中学校	

〔学級数〕

学校が教育効果を発揮できる適正な学校規模として、クラス替えができ、人間関係の固定化を防ぎ、多様な集団の形成が図れるという観点を重視して、適正な1学年の学級を次の通り設定しました。

	準適正	適正な学校規模	準適正	適正な1学年の学級数
小学校	6学級~	12~18学級	~24学級	2~3学級
中学校				4~6学級

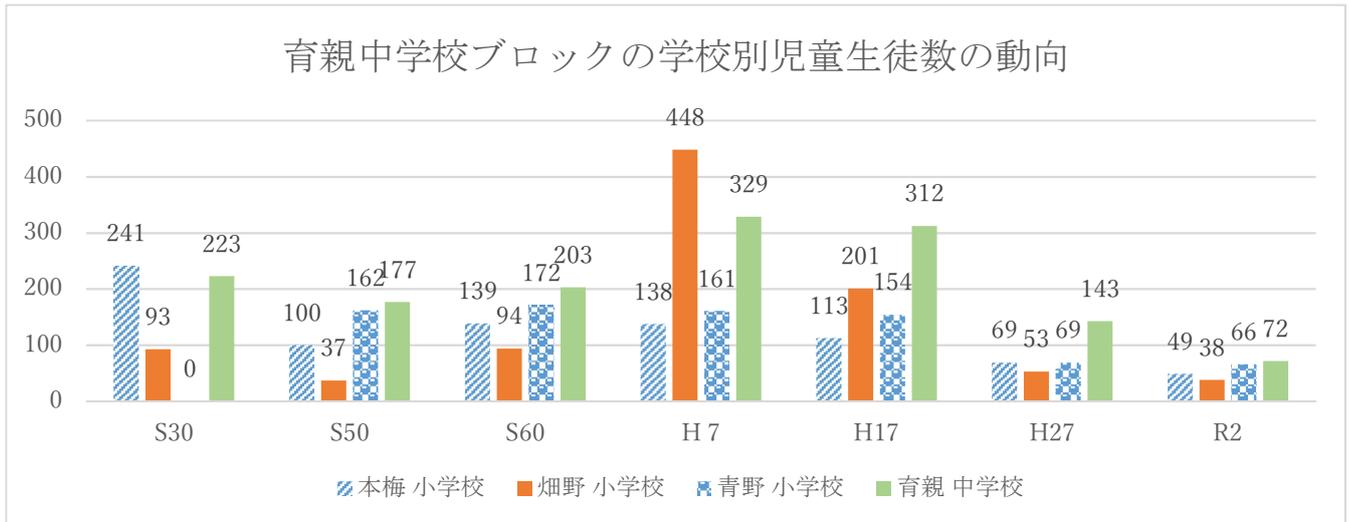
〔通学距離・通学時間〕

国の基準を準用しつつ、市域が広いという地理的な特性を勘案し、適正な通学距離、通学時間を次の通り設定しました。

	適正な通学距離	適正な通学時間
小学校	4 km以内	1 時間以内
中学校	6 km以内	

●育親中学校ブロックの現状について

育親中学校ブロックの児童生徒数



○育親中学校ブロックの学校別児童生徒数の推移

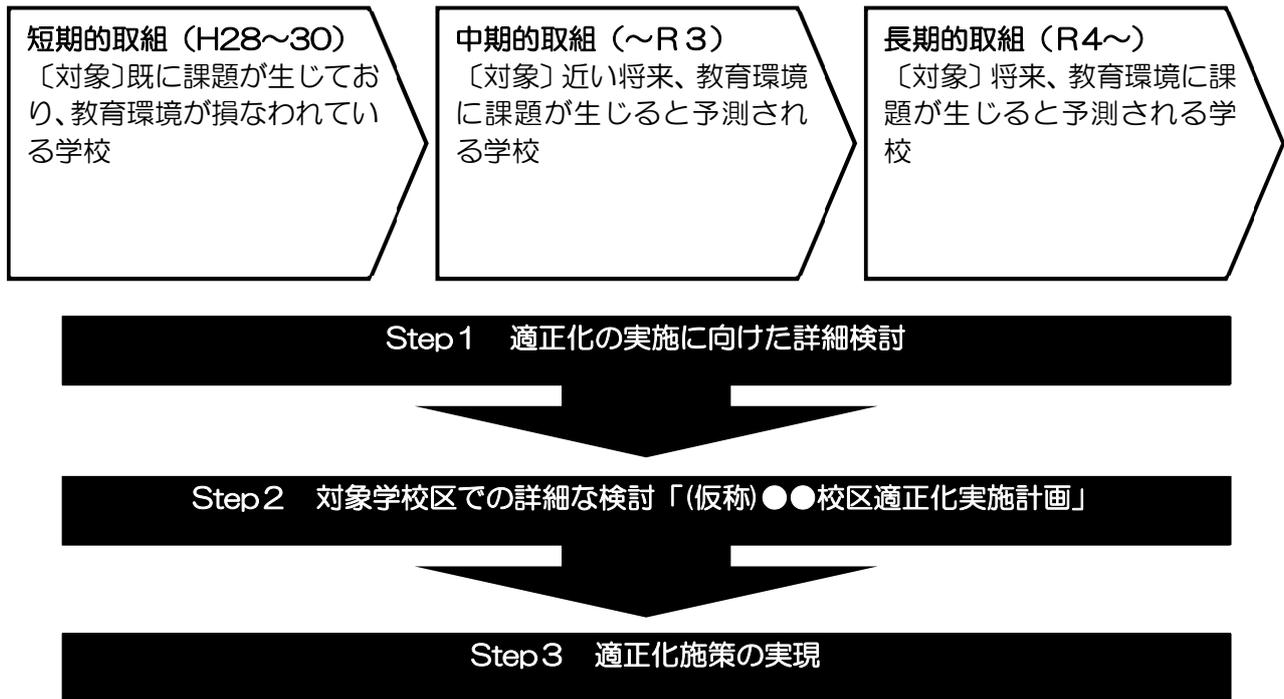
	学校名	児童数 (人)							育親中学校生徒数 (人)			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
R2	本梅小学校	3	9	8	6	12	11	49	24	20	28	72
	畑野小学校	7	5	5	9	5	7	38				
	青野小学校	9	14	11	9	10	13	66				
	計	19	28	24	24	27	31	153				
R3	本梅小学校	9	3	9	8	6	12	47	31	24	20	75
	畑野小学校	8	7	5	5	9	5	39				
	青野小学校	9	9	14	11	9	10	62				
	計	26	19	28	24	24	27	148				
R4	本梅小学校	3	9	3	9	8	6	38	27	31	24	82
	畑野小学校	6	8	7	5	5	9	40				
	青野小学校	4	9	9	14	11	9	56				
	計	13	26	19	28	24	24	134				
R5	本梅小学校	9	3	9	3	9	8	41	24	27	31	82
	畑野小学校	4	6	8	7	5	5	35				
	青野小学校	7	4	9	9	14	11	54				
	計	20	13	26	19	28	24	130				
R6	本梅小学校	5	9	3	9	3	9	38	24	24	27	75
	畑野小学校	5	4	6	8	7	5	35				
	青野小学校	8	7	4	9	9	14	51				
	計	18	20	13	26	19	28	124				
R7	本梅小学校	4	5	9	3	9	3	33	28	24	24	76
	畑野小学校	2	5	4	6	8	7	32				
	青野小学校	6	8	7	4	9	9	43				
	計	12	18	20	13	26	19	108				

※R2年度の児童生徒数は、令和2年5月1日現在の数（児童生徒数には特別支援学級入級の児童生徒を含む） R2年度以降の児童生徒数は、令和2年4月10日現在の住民基本台帳を基にした数

※ は、複式学級（見込）

※複式学級の編成：12人を上限とし1年生を含む児童数が5人以上の場合は複式学級としない。また、学年を飛び越えた編成は行わない。なお、児童数が25人以上の学校は複式学級の数に1とする。

●適正化への取組と今後の進め方



〔課題〕

- 本梅小、畑野小、青野小共に各学年1学級であり、クラス替えができません。今後も児童数増加の見込みが小さく、複学級化は難しいと思われます。
- 各校とも児童数が少なく、近い将来複式学級※となる可能性が高くなっています。

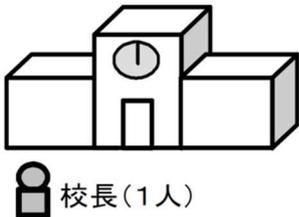
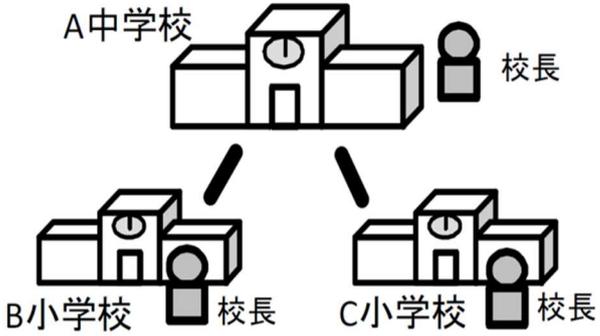
※複式学級とは・・・2つ以上の学年を一つにした学級のこと。たとえば、3年生と4年生が一つの学級で学ぶようなこと。複式学級では、担当の先生から直接指導してもらえない時間が出てくるので、十分な学習時間を確保しにくい側面があります。

〔課題に対する選択肢〕

- 本梅小、畑野小、青野小を1校に統合する。
- 本梅小、畑野小、青野小と育親中学校を統合し、小中一貫校として運営する。

○小中一貫教育制度について

- 義務教育学校とは・・・小学校と中学校を別々の学校ではなく、1つの学校にし、義務教育を一貫して行い9年間の系統的な教育、9年間の継続的な生徒指導、1年生から9年生までの異学年交流などが特徴です。
- 小中一貫校とは・・・小中一貫教育を実施している学校を指します。小中一貫教育とは、小学校（初等教育）と中学校（前期中等教育の期間）の義務教育期間の9年間で教育上の目標を教員が共有し、一貫した系統的・継続的な教育カリキュラムで教育を行い学習環境が安定することが特徴です。

	義務教育学校	小中一貫校
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織	校長は1人 (副校長[総括担当]1人を配置)	校長は各学校に1人
免許	原則、小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許で前期課程、中学校免許で後期課程の指導が可能	各学校に対応した免許を保有
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性、体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
イメージ	<p>・新たな学校種(一つの学校) ⇒一人の校長、 一つの教職員組織</p> <p>修業年限:9年 (前期課程6年+後期課程3年)</p> 	

●育親中学校ブロックの児童生徒数の推移

	学校名	児童数(人)							育親中学校生徒数(人)			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
R3	本梅小学校	11	4	9	8	6	12	50	29	23	19	71
	畑野小学校	8	7	5	5	9	5	39				
	青野小学校	7	9	13	12	9	9	59				
	計	26	20	27	25	24	26	148				
R4	本梅小学校	3	11	4	9	8	6	41	26	29	23	78
	畑野小学校	5	8	7	5	5	9	39				
	青野小学校	5	7	9	13	12	9	55				
	計	13	26	20	27	25	24	135				
R5	本梅小学校	8	3	11	4	9	8	43	24	26	29	79
	畑野小学校	4	5	8	7	5	5	34				
	青野小学校	7	5	7	9	13	12	53				
	計	19	13	26	20	27	25	130				
R6	本梅小学校	6	8	3	11	4	9	41	25	24	26	75
	畑野小学校	4	4	5	8	7	5	33				
	青野小学校	8	7	5	7	9	13	49				
	計	18	19	13	26	20	27	123				
R7	本梅小学校	3	6	8	3	11	4	35	27	25	24	76
	畑野小学校	3	4	4	5	8	7	31				
	青野小学校	5	8	7	5	7	9	41				
	計	11	18	19	13	26	20	107				
R8	本梅小学校	6	3	6	8	3	11	37	20	27	25	72
	畑野小学校	2	3	4	4	5	8	26				
	青野小学校	6	5	8	7	5	7	38				
	計	14	11	18	19	13	26	101				
R9	本梅小学校	4	6	3	6	8	3	30	26	20	27	73
	畑野小学校	5	2	3	4	4	5	23				
	青野小学校	6	6	5	8	7	5	37				
	計	15	14	11	18	19	13	90				

※R3年度の児童生徒数は、令和3年5月1日現在の数（児童生徒数には特別支援学級入級の児童生徒を含む）

R4年度以降の児童生徒数は、令和3年4月2日現在の住民基本台帳を基にした数

※網掛け部分は、複式学級（見込）

※複式学級の編成：12人を上限とし1年生を含む児童数が5人以上の場合は複式学級としない。

また、学年を飛び越えた編成は行わない。なお、児童数が25人以上の学校は複式学級の数は一とする。

※複式学級とは、2つ以上の学年の児童・生徒を一つに編成した学年のこと。たとえば、3年生と4年生が一つの学級で学ぶような形式のこと。（上記表の網掛け部分が複式学級見込み）

令和3年11月25日付け、亀岡市西部地区自治会連合会から市長、教育長に要望書が提出されました。内容は以下のとおりです。

育親中学校区の西部地区では、少子化に伴って小学校児童が減少しており、今後も増加することはないと思われます。昨年から、畑野小学校では複式学級が始まっており、本梅小学校・青野小学校の両校にあっても数年後には複式学級が始まる見通しにあると聞き及んでいます。

小学校児童期は、成長過程の中で初めて集団活動を経験するときであって、一定の集団の中で学び、体験することが必要であります。少人数の現環境下では、種々の集団活動を経験する上で限界があって、適正な教育環境にあるとは捉えにくい状況にあります。

平成28年の「亀岡市学校規模適正化基本方針」にあっても、小規模校における教育上・学校運営上の課題指摘がされておりますが、児童が種々の集団活動を通して健やかに成長していくための望ましい学習環境・学校づくりについて具体的方策を提示いただき、地域も一緒になって検討を進めていくべきと考えております。

つきましては、学校環境の改善実行には種々課題もあることと存じますが、地元自治会としても学び環境の確立が喫緊の課題と捉えて教育委員会と連携して進めてまいりますので、早期に具体方策をご提案いただきますようお願い申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
(自立・協働・創造)の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に**子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援**することや、**子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる**
- ◆ その際、ICTの活用により、**学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用**することや、**教師の負担を軽減**することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、**探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実**することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、**一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す**

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

子供の学び

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現、デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、**どちらの良さも適切に組み合わせ**て生かしていく
- ◆ **教育政策のPDCAサイクルの着実な推進**

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子供同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のことで、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

各論（目次）

1. 幼児教育の質の向上について

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

7. 新時代の学びを支える環境整備について

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

1. 幼児教育の質の向上について

(1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

- ① **幼稚園教育要領等の理解推進・改善**
 - 新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握、調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実
- ② **小学校教育との円滑な接続の推進**
 - 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
 - スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化
- ③ **教育環境の整備**
 - 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするための工夫をしながらICTを活用、幼児教育施設の業務のICT化の推進
 - 耐震化、衛生環境の改善等の安全対策の実施
- ④ **特別な配慮を必要とする幼児への支援**
 - 幼児教育施設での特別支援教育の充実、関係機関・部局と連携した切れ目のない支援体制整備
 - 教職員の資質向上に向けた研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理
 - 幼児教育施設を活用した外国人幼児やその保護者に対する日本語指導、多言語での就園・就学案内等の取組の充実

(3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- ① **処遇改善をはじめとした人材の確保**
 - 処遇改善等の実施や、大学等と連携した新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の総合的な人材確保策の推進
- ② **研修の充実等による資質の向上**
 - 各種研修の機能・位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
 - 各職階・役割に応じた研修体系の構築、キャリアステージごとの研修機会の確保
- ③ **教職員の専門性の向上**
 - 上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進、特別な配慮を必要とする幼児への支援

(4) 幼児教育の質の評価の促進

- 学校関係者評価等の実施により持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築
- 公開保育の仕組みの学校関係者評価への活用は有効
- 幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及

(5) 家庭・地域における幼児教育の支援

- ① **保護者等に対する学習機会・情報の提供**
 - 保護者等に対する相談体制の整備など、地域における家庭教育支援の充実
- ② **関係機関相互の連携強化**
 - 幼児教育施設と教育委員会、福祉担当部局・首長部局、児童相談所等の関係機関の連携促進
- ③ **幼児教育施設における子育ての支援の促進**
 - 親子登園、相談事業や一時預かり事業等の充実、預かり保育の質向上・支援の充実

(6) 幼児教育を推進するための体制の構築等

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 幼児教育推進体制の充実・活用のための必要な支援の実施、幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討、好事例の収集
- 科学的・実証的な検証を通じたエビデンスに基づいた政策形成の促進

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備、研修等の充実等による資質等の向上
- トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進、園務改善のためのICT化支援等教職員の勤務環境の整備

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

(2) 教育課程の在り方

① 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要であり、ICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要
- 児童生徒の発達の段階を考慮し、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る
- 小学校高学年への教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、外部人材の配置や研修の導入等が必要
- 発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばしていくことができるよう環境を整えていくことも重要
- 各学校段階を通じた学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実

② 補充的・発展的な学習指導について

ア 補充的・発展的な学習指導

- 指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習を取り入れる
- 必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施

③ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
- 各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

① 小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4(2022)年度を目途）

- 義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進
- 専門性担保方策や人材確保方策と併せ、必要な教員定数の確保に向けて検討

② 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- 小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
- 中学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

① 不登校児童生徒への対応

- SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、教育委員会・学校とフリースクール等の民間の団体とが連携した取組の充実、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援
- 児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究

② 義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- 全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
- 専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大

(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成
- 養護教諭の適正配置、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携、学校保健情報の電子化
- 食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実、栄養教諭の配置促進

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
- 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
- SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備、スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
- 学校いじめ防止基本方針の実効化、いじめ等の状況に関するデータの活用促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応徹底や研修の実施等

(参考)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

◇今後求められる教育◇

- 個別最適な学び・・・「主体的・対話的な学び」に向けてICT環境を活用した個に応じた指導の充実
- 協働的な学び・・・他者を尊重し合い、子ども同士が多様な考え方に触れ持続可能な社会に必要な資質や能力を育成する学びの充実

- 新たなICT環境などの活用による学習の基盤となる資質・能力の育成、多様な児童生徒一人ひとりの興味関心に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの子ども同士の学び合い、多様な他者との協働的な学びを通じ、地域の構成員の一人としての意識の育成
- 生活や学びにわたる課題（不登校等）の早期発見・早期対応による安全・安心な学び

◇義務教育の基本的な考え方◇

- どの地域においても、知・徳・体のバランスの取れた質の高い教育の提供
- 義務教育9年間を通した教育課程の整合、教員の指導体制の充実
- 多様な児童生徒一人ひとりの興味関心に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供

◇9年間を見通した新時代の義務教育のあり方について◇

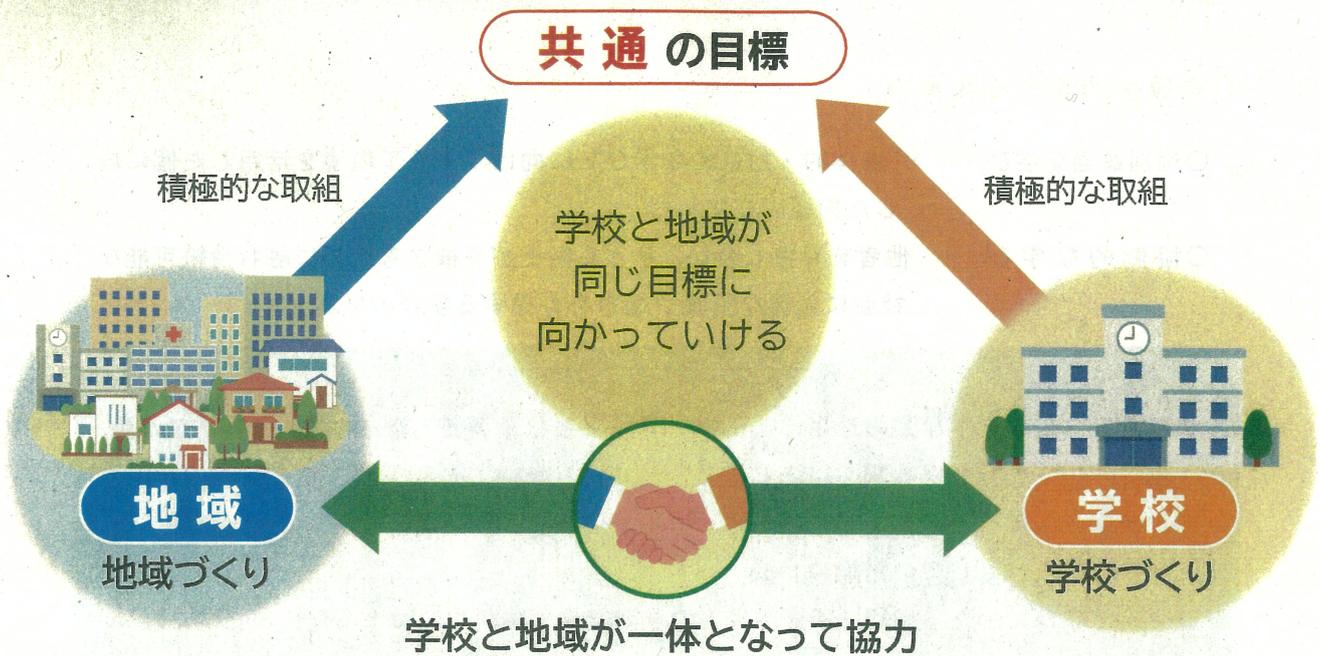
- ①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策
・発達段階に関わらず、児童生徒一人ひとりに沿った教育課程の編成及び充実
- ②補充的・発展的な学習指導
・必要に応じて異なる学年の内容を含めて指導要領に示していない内容の指導
- ③小学校高学年からの教科担任制の導入
・義務教育9年間を見通した指導体制の構築、専門性の高いきめ細かな指導の充実
- ④不登校児童生徒への対応及びいじめ、虐待案件に対する適切な対応
・学校内外における個々の状況に応じた支援や成長への積極的な生徒指導の充実

など

(出典)

・文部科学省「令和の日本型学校教育の構築を目指して(答申)【概要】」

学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話



- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう



- 地域力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている



- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。